

郡山市社会教育委員の公募委員の選考基準

平成 15 年 6 月 1 日制定

平成 27 年 6 月 1 日一部改定

[教育総務部生涯学習課]

1 趣旨

この基準は、「郡山市附属機関等の委員の公募に関する要領」に定めるもののほか、郡山市社会教育委員の公募委員を選考するため、必要な事項を定めるものとする。

2 選考委員会

- (1) 応募者の中から公募委員を選考するため、「郡山市社会教育委員公募委員選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- (2) 選考委員会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。なお、委員の職にある者が選考委員会に出席できない時は、代理の者を指名する。

3 選考方法等

(1) 選考方法

選考は、面接及び申し込みの際に提出された書類選考等により行う。

- (2) 公募委員の選考については、選考委員会において、次項の選考基準に基づき応募者別に評点する。
- (3) 選任については、各選考委員の評点を集計し、小論文、面接両選考の総合得点の高い者から公募委員候補者とする。

この場合において、同点の者が複数名存在する場合は、必要に応じ年齢、性別及び地域性等を考慮し、公募委員候補者を決定できるものとする。

4 選考基準

(1) 審査項目

①小論文

- ア 文章の構成が適切であること。
- イ 社会教育に対する理解度、関心度が高い者であること。
- ウ 発想力・想像力に富んでいる者であること。
- エ 幅広い視野で社会教育の様々な分野に対し問題意識を持っている者であること。

②面接

- ア 応募の動機に意欲、熱意等が感じられること。
- イ 社会教育に対する理解度、関心度が高い者であること。
- ウ 発想力・想像力に富んでいる者であること。
- エ 幅広い視野で社会教育の様々な分野に対し問題意識を持っている者であること。
- オ 委員の役割を理解し、建設的な考え方を持っている者であること。
- カ 公正・公平な考え方ができる者であること。
- キ 納税等、市民としての義務を果たしていること。

(2) 評価方法

小論文の審査については別紙 1、面接の審査については別紙 2 により
以下の 5 段階で評価。

評 価	優れている	やや優れている	ふつう	やや劣る	劣る
得 点	5	4	3	2	1

5 その他

応募者の中に、委員としてふさわしい者がいないときは、他の方法により委員を選任するものとする。

6 結果通知

選考結果は、応募者全員に通知する。

附 則

この基準は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 6 月 1 日から施行し、同日以降に委嘱される委員に適用する。

別表

	役職
委員長	教育総務部長
委員	教育総務部次長
委員	生涯学習課長
委員	生涯学習課長補佐
委員	生涯学習課担当係長

別紙 1

小 論 文 審 査 表

項 目	応 募 者 氏 名				
文章の構成	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1
社会教育に 関する理解 度・関心度	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1
発想力 ・ 想像力	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1
問題意識	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1
総合得点					

※応募者ごとに、それぞれの項目について、該当する数字一つに○をつけてください。

別紙2

面 接 審 査 表

審査事項	氏 名	氏 名	氏 名
	採 点	採 点	採 点
応募の動機	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1
社会教育に対する理解度・関心度が高い	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1
発想力・想像力に富んでいる	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1
広い視野で社会教育の様々な分野に対し問題意識を持っている	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1
委員の役割を理解し建設的な考え方を持っている	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1
公正・公平な考え方ができる	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1	5・4・3・2・1
合計点数			

※応募者ごとに、4つの項目それぞれについて、該当する数字一つに○をつけてください。